

## 令和8年度最適化活動の目標の設定等

目標設定を行う年度の  
4月1日現在の状  
況を記載

都道府県名： 大阪府  
農業委員会名： 寝屋川市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年7月20日

任期満了年月日 令和8年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	17	16
認定農業者	—	1
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	5
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	378
農業経営体数	126

※ 直近の「農林業センサス」又は  
「農業構造動態調査」に基づいて  
記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	140
女性	47
40代以下	5

※ 直近の「農林業センサス」又は  
「農業構造動態調査」に基づいて  
記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	2
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

畑の内訳（普通畑、  
町村において把握  
に記載して下さい。）

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	75	40			115

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の目標

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1) 農地の集積

##### ① 現状及び課題

直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積とは、目標設定年度の前年度の統計データを指します。（令和8年度の目標設定においては、令和7年度の統計データから記載。）

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	115	ha	0	ha	0.0	%
課題	本市では農業従事者の高齢化、高額な農機具の買い替えが負担となっている。又、都市部であることから農地が点在しており、尚且つ小規模な農地が多いため農地の利用集積は困難である。市内の農協2団体が中心となり、担い手等で組織する農作業受託組織の整備が必要となっている。又、本市都市一課と連携し、「農地の保全促進事業」を通じて、担い手等への農地の集積を図る。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

「これまでの集積面積」は、直近で把握で農地利用の実態に関する調査の実施について1650号農林水産省経営局長通知)に基づく記載して下さい。)

「農地面積(C)」は、基本的に「管内の農地」ただくべきですが、農地の潰廃・転用によりされている場合は、それを踏まえた面積を記

##### ② 目標

農地の集積の目標年度	令和15	年度	集積率	28.0	%
今年度の新規集積面積	4.1	ha	農地面積(C)	115	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	4.1	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	3.6	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

「新規集積面積（当該年中の集積面積（フロー）」とは、非担い手の農地を新たに担い手に権利設定した面積のことであり、既に担い手に権利設定されている農地の再設定は含みません。

(2) 遊休農地の解消

「新規集積面積（当該年中の集積面積（フロー）」とは、非担手の農地を新たに担手に権利設定した面積のことであり、既に担手に権利設定されている農地の再設定は含みません。

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況				
	1号遊休農地面積		うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積	
	5.1	ha	4.3	ha	0.0
課題	農家の高齢化や後継者不足により、新たな遊休農地の発生が予想される。遊休農地の発生防止や、早期発見と速やかな指導が重要である。また、高齢化等の理由により、所有者が耕作できない遊休農地については、本市都市一課農政担当が実施している「農地の保全促進事業」を通じて、貸農園の開設や、貸借のあっせんを行うことで、解消を図っていく。				

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査で判明した緑区分の遊休農地面積から、課長通知1の(2)に基づき、「用排水及び接道の条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないもの」として除外した面積を差し引いた数値を記入する。（記載例では、50-5=45ha）

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	1.5	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.3	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.0	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	引き続き、農地パトロール、利用意向調査を行うことで、黄区分の遊休農地の発生防止に努めていく。	前年度末時点において「令和3年度時点面積が5分の1未満になっている場合はまた、前年度末までに既存の緑区分の遊休発生を防止することを目標としてく
イ 新規発生遊休農地の解消	黄区分の遊休農地の解消のための工程表について、いつまでに、どのような考え方で策定するかを記載	

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.1	ha
---------------------------	-----	----

(3) 新規参入の促進

可能な限り直近3カ年度の実績を入力してください。  
(令和8年度目標の設定においては、令和5～7年度の実績を入力することが望ましい。)

① 現状及び課題

現状	令和5年度新規参入者		令和6年度新規参入者		令和7年度新規参入者	
	2	経営体	4	経営体	0	経営体
	0.42	ha	0.34	ha	0	ha
課題	本市は都市部であることから農地が点在しており、尚且つ小規模な農地が多いため、新たに農業経営を営もうとする者の新規参入が困難である。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

② 目標

権利移動面積	令和5年度		令和6年度		令和7年度		平均	
		0.42	ha	0.34	ha	0	ha	0
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			0.25		ha			

※1 過去3年間の権利移動面積について、令和5年度及び令和6年度は農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入。  
なお、令和7年度は「農地法による権利の設定又は移転が行われた農地の面積」と「促進計画により農地中間管理機構から受け手に権利設定された面積」の合計としてください。

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	2	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	16	人
			農地利用最適化推進委員の人数	0	

「最適化活動を行う農業委員の人数」は、農業委員のうち、最適化活動を行う者の人数を記載

・強化月間として、農業委員会や  
・通常月との違いや取組の概要  
(3月以上を設定することを目標)  
・当該設定回数は取組期間で判断  
してください。  
・また、活動強化月間の期間が重  
なりません。(まとめて1か月とカウ

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数 4 回

・強化月間として、農業委員会や  
 ・通常月との違いや取組の概要  
 (3月以上を設定することを目標)  
 ・当該設定回数は取組期間で判断  
 ントしてください。  
 ・また、活動強化月間の期間が重  
 ません。(まとめて1か月とカウ

取組時期	取組項目	強化月間の内容
令和8年5月 ～6月	遊休農地の解消 新規参入の促進	本市都市一課農政担当と連携し、「農地の保全促進事業」を行うことで、遊休農地や耕作が難しくなった農地の貸借のあっせんを行う。
令和8年12月 ～令和9年1月	遊休農地の解消 新規参入の促進	本市都市一課農政担当と連携し、「農地の保全促進事業」を行うことで、遊休農地や耕作が難しくなった農地の貸借のあっせんを行う。
令和8年8月 ～9月	遊休農地の解消	農地パトロールを行い、遊休農地の事前発生防止や解消に向けた指導を行う。
令和9年2月 ～3月	遊休農地の解消	農地パトロールを行い、遊休農地の事前発生防止や解消に向けた指導を行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入  
 ※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数 0 回

開催時期	-	相談会名	-
参加者数	-	開催場所	-
相談会の内容	参加者数は、イベントの参加者数ではなく、参加する予定の委員数を記載		
開催時期	-	相談会名	-
参加者数	-	開催場所	-
相談会の内容	相談会等の開催要領等を参考に、イベントの内容を記載		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
 (参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)